④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　Prove to have no false statement in tendering documents
⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧　Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions

⑺　Time-limit for Tender: 2:00 PM, 29 January, 2016

⑻　Contact point for the notice: Arisa Munakata, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告の訂正

平成27年12月8日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
京都医療センター院長　中村　孝志

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　26

1　掲載日　平成27年11月16日（号外政府調達第214号）

2　訂正内容　16ページ４段目の入札公告（第08407号）「病院情報システム　一式」について、３⑷の応札技術仕様書の受領期限「平成27年12月28日17時00分」を「平成28年１月22日17時00分」に、３⑸の入札書の受領期限「平成28年１月14日17時00分」を「平成28年１月22日17時00分」に、３⑹の開札の日時及び場所「平成28年１月15日14時00分　院内会議室」を「平成28年１月29日14時00分　院内会議室」に、５⑺「Time-limit for tender: 5:00 P.M. January 14, 2016」を「Time-limit for tender: 5:00 P.M. January 22, 2016」にそれぞれ訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年12月8日
支出負担行為担当官
中国四国農政局長　仲家　修一

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　33

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　吉野川下流域農地防災事業　第十幹線水路（１工区その３）建設工事
⑶　工事場所　徳島県板野郡藍住町東中富及び上板町第十新田地内ほか。
⑷　工事内容　①幹線水路工　水路延長　Ｌ＝904ｍ　施工区間　№０＋60.500～№９＋64.000　内訳　シールド工　Ｌ＝896ｍ　シールド機種　泥土圧式シールド　シールド機外径　φ5,140㎜　トンネル構造　覆工内径φ4,500㎜　内圧対応二次覆工一体型セグメント　接続水槽　１箇所　②原形復旧工　１式
⑸　工期　平成28年３月～平成30年３月　735日間。
⑹　使用する主要な資機材　・シールド機本体　１基　・内圧対応二次覆工一体型セグメント　788リング　・鋼矢板　238ｔ　・コンクリート　1,430㎥。
⑺　本工事は、次の内容の対象工事である。
①　入札時に施工方法等の技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する、標準Ａ型総合評価落札方式（品質向上重視型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
②　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
③　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
④　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難い者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格
次に掲げる⑴から⑿の全ての条件を満たしている者、又は⑴から⑿の全ての条件を満たしている二者若しくは三者により構成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、中国四国農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　中国四国農政局における「土木一式工事」に係る平成27・28年度一般競争参加資格の確認を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国四国農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。
⑸　中国四国農政局における「土木一式工事」に係る平成27・28年度一般競争参加資格の確認の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が、1,250点以上であること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。上記２の⑶の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。
⑹　技術提案が適正であること。
⑺　施工実績（同種工事）　単体又は共同企業体（代表者及び構成員を含む。）の施工実績は、平成12年度から平成26年度の間に元請として完成・引渡しが完了した、シールド工法による管水路工事を施工した実績を有すること。
（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）
ただし、各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。
⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、建設業法（昭和24年法律第100号）に従って当該工事に専任で配置できること。
なお、共同企業体において配置すべき技術者は、構成員のうちの１社が監理技術者、その他の構成員は主任技術者とする。
①　上記２の⑺の施工実績経験を有するものであること。ただし、各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。
②　主任（監理）技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第２号で定められている者をいう。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　入札参加希望者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（技術資料提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。
⑤　候補技術者を複数とする場合は、全ての配置予定技術者が上記の①から④の条件を満たしていること。
⑥　配置予定監理技術者等の専任期間　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。